

足柄下採択地区協議会規約

（目的）

第一条 足柄下採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。）第 13 条第 4 項の規定に基づき、足柄下採択地区内の町立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行い、種目ごとに同一の教科用図書を採択することを目的とする。

（名称）

第二条 協議会は、足柄下採択地区協議会という。

（協議会を設ける町教育委員会）

第三条 協議会は、次に掲げる町教育委員会（以下「各町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 箱根町教育委員会
- 二 真鶴町教育委員会
- 三 湯河原町教育委員会

（組織及び委員）

第四条 協議会は、各町教育委員会の教育長及び教育委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は 4 年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第五条 協議会に会長、副会長及び監査を置く。

- 2 会長、副会長及び監査は、委員の互選により選任する。
- 3 役員の任期は 4 年とする。ただし、任期の途中で役員各職が交代した場合における後任の役員各職の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第六条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 監査は、協議会及び足柄下採択検討会（以下「検討会」という。）の会計を監査する。

（庶務）

第七条 協議会の庶務は、会長の所属する町教育委員会において処理する。

(会議の招集及び運営)

第八条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議は、公開とする。ただし、委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(教科用図書の選定の方法)

第九条 教科用図書の選定は、神奈川県教育委員会が作成した選定資料並びに検討会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において、次の各項により決する。

2 委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、上位の得票数に達した2種類の教科用図書について投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第十条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく各町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

(説明者の出席等)

第十一条 会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者を出席させ、又は、資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第十二条 教科用図書の採択替えのない年度については、第八条の規定によらず、各町教育委員会の教育長による小委員会を開き、当採択地区において使用する教科用図書の採択の進め方について協議を行う。

(議事録及び資料の公表)

第十三条 協議会の会議の議事録等については、各町教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

(経費の支弁の方法等)

第十四条 協議会及び検討会に要する費用は、各町教育委員会の協議により決定した額について、各町が負担する。

2 協議会及び検討会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第十五条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項については各町教育委員会の協議により定めることができる。

附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 足柄下地区教科用図書共同採択協議会規約（平成17年4月1日）は廃止する。

附 則

この規約は、平成27年7月1日から施行する。